

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和4年4月19日(火) 午後2時30分～午後2時55分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、内田副市長、高村副市長、政策部長、総務部長、上下水道局長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当 陪席：秘書課長

議題：秦野市手数料条例の一部を改正することについて	
担当部課等	財政課、建築指導課
説明者	政策部長、財政課長、都市部長、建築指導課長、建築指導課課長代理(建築指導担当)、建築指導課課長代理(建築審査担当)
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 省エネ法の施行が令和3年4月1日だが、本市が次の6月議会に提出する理由は。</p> <p>A. 国は、たびたび省エネ法について法改正しており、性能基準の評価も変わることから、市として条例改正のタイミングを計っていた。前回の3月議会において、長期優良住宅とともに条文の改正を行ったことと、国の事務連絡等による政策誘導の方向性を踏まえ、ここで整理することとする。</p> <p>Q. 改正後の申請手数料は市の判断によるものか。</p> <p>A. 国から基準が示されており、区分は全国一律で、金額は県内では統一した額となっている。</p> <p>Q. 条例改正により、非住宅系は床面積1,000㎡を境とした新たな手数料の額を設定するが、住宅系でこれが生じない理由は何か。</p> <p>A. 令和2年9月4日付け国土交通省からの通知では、区分する理由を「延べ面積300～2,000㎡の建築物のうち、延べ面積1,000㎡未満のもの着工割合が著しく大きいこと」としている。全国におけるエネルギー消費量の実績を見てみると、300～2,000㎡の住宅は7.8%なのに対し、非住宅は14.9%相当の割合を占めているこのため、非住宅に関しては、着工割合の多い1,000㎡未満にも新たな料金を設定すべきとの結論に至ったものと</p>

	考えられる。 Q. 本市の省エネ法に係る申請件数は。 A. ゼロ件である。
会 議 結 果	原案了承